

## 「健康状態に関する告知書」について

正しく告知いただくことは大変重要です。

- ご契約の新規お申込時、またはご継続にあたり保険金額を増額するなど補償内容を拡大される時はその時点での健康状態、身体の障害の状態などについて告知が必要です。
- 告知書の質問内容は日立キャピタル損害保険が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 告知は、保険の対象となる方(被保険者)ご自身が質問にお答えください。記入例をご確認いただきながら質問には「ありのままに」、「正確に」、「漏れなく」お答えください。
- 告知の内容が正しくない場合には、ご契約が解除になったり、保険金が支払われないことがあります。
- 口頭でお話されただけでは、告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- 書類のご提出後に告知すべき内容を思い出された場合は、日立キャピタル損害保険まで必ずご連絡ください。
- ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。  
※本案内および告知書のお客さま控は重要な書類ですので、大切に保管してください。

## 正しく告知いただけなかった場合のお客さまのデメリット

- ・ 保険期間の開始時(※)から5年以内に、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害の状態などについて日立キャピタル損害保険に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。  
※継続契約の場合は初年度契約の保険期間の開始時、保険金額の増額など補償内容を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- ・ 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生していても保険金をお支払いできません。ただし、ご契約を解除した場合でも、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係がないときは保険金をお支払いします。
- ・ 次の場合にも保険金をお支払いできないことがあります。この場合、保険期間の開始時からの経過期間は問いません。
  - ①ご契約が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約した場合
  - ②ご契約者、被保険者または保険金を受取るべき方の詐欺または強迫によって日立キャピタル損害保険が契約した場合。

## 告知をいただく内容について

- ①現在のお仕事の勤務状況(勤務所得の有無等)および身体障害の有無
  - ②告知書に列挙している病気について、過去5年以内の医師による指摘、治療・投薬の有無
  - ③過去3年以内の医師による指摘、治療・投薬の有無および病気やケガによる2週間以上の休業の有無
  - ④過去2年以内の健康診断・人間ドックでの検査結果の異常(要再検査・要精密検査・要治療を含む)の有無 など
  - ★以下のケースも告知は必要です。(「はい」に該当します。)
  - ・ 列挙されている病気について、過去5年以内に治療を受けていたが、現在は完治している。または、医師に病気を指摘されたが、すぐに治療は必要ない(経過観察)と言われた。
  - ・ 過去3年以内に医師による指摘、治療・投薬を受けたが、現在は完治している。または、医師に病気を指摘されたが、すぐに治療は必要ない(経過観察)と言われた。
- 告知書の記入例には「告知が不要なケース」や「記入時の注意事項」も掲載していますのでご確認ください。

## 「告知いただいたご契約のお引受け」について

保険料負担の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態などリスクに応じたお引受けを行っています。このため、傷病歴のある場合の契約のお引受けは次の①～③のいずれかとさせていただきます。また、詳しい健康診断書などが必要になることがあります。

- ①特別な条件を付けずにお引受けさせていただきます。
- ②特別な条件付(特定疾病群対象外等)でお引受けさせていただきます。
- ③今回のお引受けはお断りさせていただきます。

## 「始期前発病(治療)による無責」について

## 《団体長期障害所得補償保険をご契約の方》

ご加入初年度の加入日から所定の期間(※1)以内に既に発病(治療)(※2)していた病気またはケガが原因となって、ご加入初年度の加入日以降所定の期間(※1)以内に就業障害となった場合には、正しく告知して契約した場合であっても保険金をお支払いしません。ただし、ご加入年度の加入日以降所定の期間(※)を経過した後に就業障害が生じた場合は、その就業障害については保険金をお支払いします。なお、特別な条件付でのお引受けの場合は、支払対象外とする疾病などを原因とする就業障害については、全保険期間を通じて保険金をお支払いしません。

※1 お客さまが所属する団体(ご契約者)と日立キャピタル損害保険の間で協定した期間です。具体的にはパンフレット等でご確認ください。

※2 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については医師の診断により初めて発見された時をいいます。

## 《長期就業不能所得補償保険・所得補償保険をご契約の方》

就業不能の原因となった身体障害について保険期間の開始時(※3)より前に既に発病(治療)(※2)していた病気またはケガが原因となって保険期間中に就業不能となった場合には、正しく告知して契約した場合であっても保険金をお支払いしません。特別な条件付でご契約された場合も同様の扱いとなります。

※3 継続契約の場合は初年度契約の保険期間の開始時を、保険金額の増額など補償を拡大した場合は拡大した時をいいます。

※この資料は告知の大切さについて、概要を記載したものです。重要事項等説明書「注意喚起情報 告知義務・通知義務」をご確認ください。ご不明な点や告知に関する質問は下記までお問い合わせください。

## 日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-1-4 大手町建物麹町ビル  
フリーダイヤル: 0120-777-970 受付時間 : 平日 9:00~17:00(土日祝日を除く)  
URL : <http://www.hitachi-ins.co.jp>